

不要になった家電4品目は適正に処分しましょう

家電4品目とは（対象製品）

以下4品目の家電製品が、家電リサイクル法に基づく「家電4品目」です。

- ①エアコン
- ②テレビ（ブラウン管式、液晶、プラズマ式）
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機



これらの家電を処分（廃棄）する場合は、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分（廃棄）にあたっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要となります。（依頼業者に要確認）

家電4品目を処分（廃棄）する場合は

家電4品目は、燃やせないごみとしては出せません。また、家電リサイクル法により、市で処理することができないため、バリクリーン（中継センター含む）へ持ち込むこともできません。

このことから、以下の方法で適切な処分（廃棄）をお願いします。

【買い替え・購入店がわかる場合】

店舗に引き取り義務がありますので、その店舗に「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、処理を依頼してください。

【購入店が分からない・廃業している場合】

最寄りの家電小売店や一般廃棄物許可業者（家庭ごみの分別ガイドブックP13参照）へ依頼し、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、処分を依頼してください。

※収集運搬料金は、店舗・業者により異なります。

【ご自身で指定引取場所へ持ち込む場合】

事前に最寄りの郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定引取場所へ搬入してください。

※家電リサイクル券購入時には、以下のリサイクル料金に加え、所要の振込手数料が必要です。

| | | |
|------------|---------------------------|--------|
| リサイクル料金の目安 | エアコン | 972円 |
| | テレビ小（15型以下） | 1,836円 |
| | テレビ大（16型以上） | 2,916円 |
| | 冷蔵庫・冷凍庫（小） （170リットル以下） | 3,672円 |
| | 冷蔵庫・冷凍庫（大） （171リットル以上） | 4,644円 |
| | 洗濯機・衣類乾燥機 | 2,484円 |

家電4品目の指定引取場所

四国西濃運輸株式会社 新居浜営業所
所在地：愛媛県西条市飯岡1370番地
電話：0897-56-7088



（注）メーカー等によりリサイクル料金は異なります。
詳細は、一般財団法人 家電製品協会ホームページをご確認ください。
https://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html